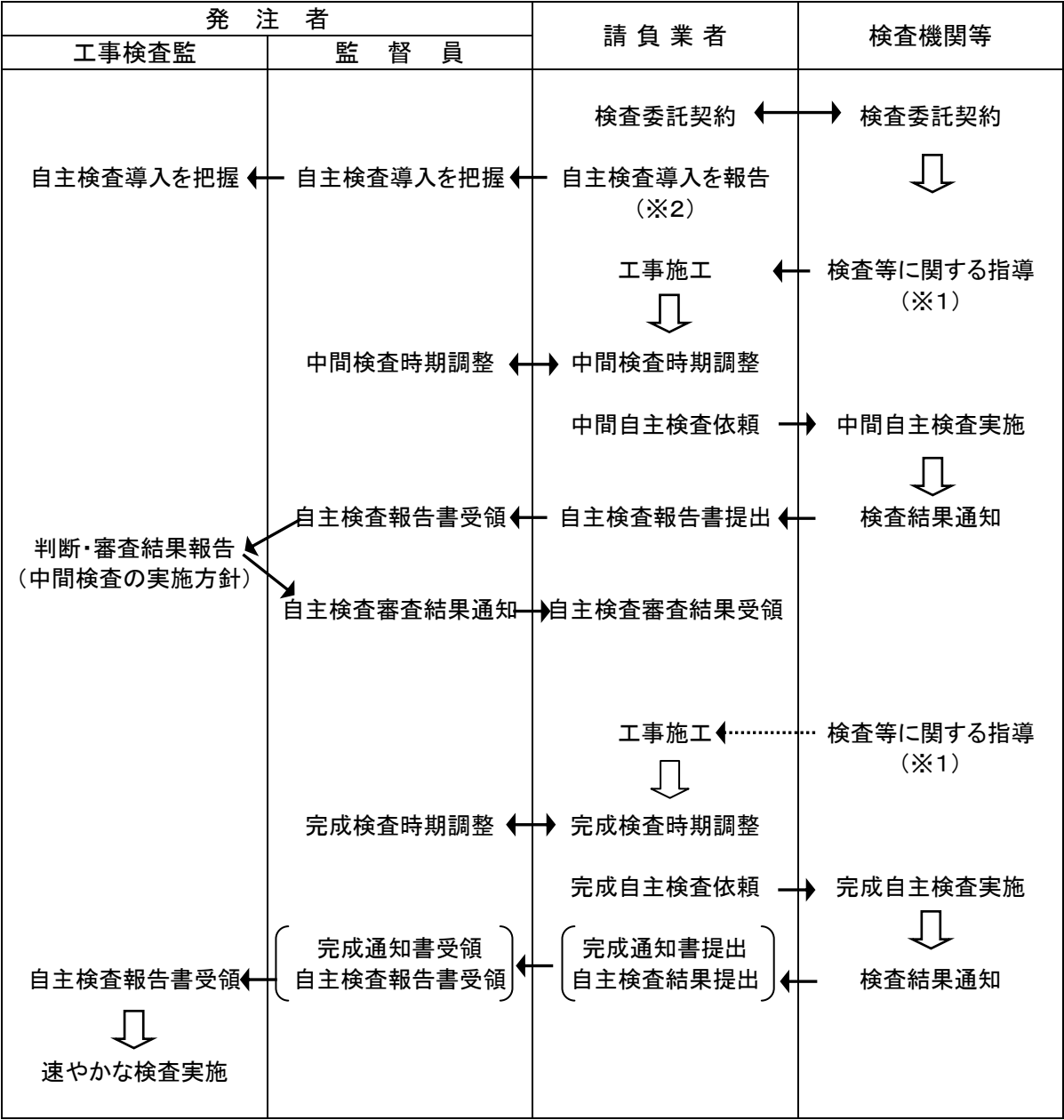


事務フロー



注1 フローは請負者が検査機関等に委託する場合であり、直営での自主検査を妨げるものではない。

注2 請負者が外部委託する場合、中間と完了検査を求めるものではなく、中間検査のみの委託も認める。
この場合、中間検査以降は通常の対応とする。

※1 広島県土木共通仕様書、同土木工事検査規程等に基づき、具体的事項について指導する。

※2 工事打合せ簿による。